

## 指定管理者の指定

提案された30施設のうち29施設の指定管理者の指定に関する議案を可決しましたが、大村市斎場についての議案を否決しました。指定管理者候補者の選定についての問題が明らかになりました。

※各施設の指定管理者については市政だより、市ホームページをご覧ください。

### ◆指摘した主な問題

#### ○選定審査会の委員について

民間有識者等で構成する選定審査会において応募団体の申請書類やプレゼンテーションなどを基に評価され、その選定結果を受けて市が候補者を決定します。しかし、適切な評価をすることができると思われる施設に熟知した利用者等が委員に選ばれていらないなど、審査の妥当性に疑問が残りました。

#### ○募集要項に沿っていらない申請書の受理と候補者の選定

募集要項に沿っていない申請書が受理され、しかもその申請をした事業者が候補者に選定されていました。

#### ○選定の基準について

応募者の評価において、数項目の観点から評点が付けられますが、指定管理者制度の意図する管理経費の縮減の項目における配点に疑問があることや、また、募集時には審査基準の配点が事前に示されていませんでした。

来年3月末の指定期間の満了に伴い今定例会には、平成18年度に指定管理者制度を導入した施設のうち、30施設について、指定管理者の指定に関する議案が提案された。

これを受け、議会では、施設の管理経費の縮減や市民サービスの向上という制度の趣旨を十分に踏まえ、制度を推進する立場から、市当局に説明を求めるとともに、その考え方をただすなど、慎重かつ徹底した審議を行つたところである。

しかしながら、今回提案があつた施設の一部においては、

1 その意見が最も反映されるべき当該施設の利用者を選定審査会の委員に選任していないこと。  
2 管理経費について、募集要項では参考金額以内で事業計画等を作成するよう指示をしているにもかかわらず、参考金額を超える申請書を受理し、選定審査を行つていていること。

3 選定審査会における審査基準の配点が事前に公表されていないこと。

4 候補者の選定手続きに関する問題点が審議の過程で明らかとなつた。

制度の適正な運用に当たつては、公正性・公平性を確保した上で候補者の選定を行うことが不可欠であり、このことは、施設の利用者や応募団体に対する配慮に欠けた選定手続であると言わざるを得ない。また、平成17年12月

決

議

### 指定管理者候補者の選定に関する決議

来年3月末の指定期間の満了に伴い今定例会には、平成18年度に指定管理者制度を導入した施設のうち、30施設について、指定管理者の指定に関する議案が提案された。

これを受け、議会では、施設の管理

定例会における決議によって議会が求めた、制度の本来の趣旨に沿つた適正な運用がなされているとは言い難い状況である。

よつて、市当局においては、公募・非公募の基準や公募の時期、議会への提案時期など指定管理者候補者の選定のあり方について改めて検証するとともに、指定管理者制度が本来の趣旨に沿つて適正に運用されるよう強く求めるものである。

以上、決議する。

## 指定管理者制度とは

- ① 提案の募集
  - ・募集開始（公告）…6月下旬
  - ・募集要項に対する質問書の提出（公告後2週間程度）
  - ・現場説明会の開催（質問書に対する回答）…7月中旬
  - ・提案書の締め切り…7月下旬
- ② 選定審査会～仮協定の締結
  - ・書類審査…8月上旬
  - ・提案説明会（プレゼン）…8月下旬
  - ・候補者の選定…8月下旬
  - ・候補者の決定…9月上旬
  - ・仮協定に関する協議…9月中旬
  - ・仮協定の締結…10月中旬
- ③ 議会の議決
  - ・指定に関する議案の上程…12月上旬
  - ・指定に関する議案の議決…12月下旬
  - ※ここで議会が関与します。
- ④ 指定～本協定の締結～業務開始
  - ・指定管理者の指定…12月下旬
  - ・本協定に関する協議…1月上旬
  - ・本協定の締結…1月下旬
  - ・年度協定の締結…3月下旬
  - ・指定管理者による管理運営の開始…4月1日

## 募集から指定までの流れ